

第1章 計画の概要（案）

1 計画策定の趣旨

青少年が心身ともに健やかに成長することは、福岡県民すべての願いです。

福岡県では、青少年の健全な育成を県政の重要課題として位置付け、平成3年度から、5次にわたり、「福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）」を策定し、青少年の健全な育成に関する施策を総合的、計画的に実施してきました。

近年、これまで経験したことがない大規模災害や感染症の発生、情報通信技術の急激な進展、人々の価値観や働き方の多様化等、青少年を取り巻く状況は大きく変化しています。

福岡県では、青少年を取り巻く状況の変化やこれまでの取組の成果を踏まえ、本県の青少年の健全育成施策をより一層推進するため、新たな「福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）」を策定するものです。

2 計画の位置付け

福岡県青少年健全育成条例第8条第1項に基づき、広範多岐にわたる県の青少年施策を体系化した青少年健全育成のための総合計画として策定します。

併せて、県政推進の指針である福岡県総合計画の分野別の計画とするとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項における「都道府県子ども・若者計画」としても位置付けます。

3 基本理念

「人」こそが宝です。

これから様々な技術が発達したとしても、将来の福岡県をつくり、担っていくのは「人」です。このため、次代を担う「人財」を育成することが必要です。

このプランでは、県内どの地域においても、充実した教育を受けられる環境を整えるとともに、青少年の皆さんが、自らの可能性に気づき、能力を磨き、チャレンジすることができる福岡県をめざして、家庭、学校、地域、企業、行政、それぞれが責任を果たしながら、連携して、社会全体で青少年を

育むことを基本理念とします。

4 計画期間

青少年を取り巻く社会の変化の大きさと速さを考慮し、実効性のある計画期間として、令和4年度からの5年間とします。

ただし、青少年を取り巻く状況の変化などを踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行うこととします。

5 対象とする青少年の範囲

青少年のとらえ方は、各種法令や学術的見解によって様々です。

このプランでは、社会的に自立する時期が場合によって30歳前後となっている現状を踏まえ、乳幼児期の子どもから30歳未満とします。

なお、施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する者）も対象とします。

6 第5次プランの検証（整理中）

平成30（2018）年に策定した第5次「福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）」においては、「家庭、学校、地域、行政、それぞれが責任を果たしながら、連携して、社会全体で青少年を育む福岡県をめざす」を基本理念とし、以下の5つの柱の下、様々な施策を実施してきました。

「柱Ⅰ 学力、体力、豊かな心の育成」

「柱Ⅱ 社会にはばたく力の育成」

「柱Ⅲ 郷土と日本、そして世界を知る力の育成」

「柱Ⅳ 個別の対応を必要とする青少年への支援」

「柱Ⅴ 青少年を育む社会環境の整備」

特に重点的に取り組むべき課題について、33*の指標（数値目標）を設定し、進行管理を行ってきました。

令和2（2019）年度末時点の達成状況は、目標を上回っているものが〇〇項目（〇〇.〇%）、順調に進捗しているものが〇〇項目（〇〇.〇%）、進捗が遅れているものが〇〇項目（〇〇.〇%）となっています。

令和2年度の指標（数値目標）の達成状況を整理後、記載する

7 施策体系

(1) めざす青少年像

青少年が自分自身を大切にしながら、相手のことを尊重し互いの多様性を認め、思いやりの心を持って社会的な自立を果たせるよう「豊かな心と志を持つたくましい青少年」とします。

(2) 柱と基本目標

近年、情報化、国際化の急激な進行はもとより、これまで経験したことのない大規模災害や感染症の発生など、先を見通すことが難しい時代になってきています。

こうした予測不能な時代を、全ての青少年が自立して生き抜くことができるよう、育成していく必要があります。

その上で、青少年一人一人が、自分の可能性に気づき、能力を磨き、様々な分野で才能を活かしながら大きく羽ばたくことができるよう、失敗を恐れず果敢にチャレンジする青少年を応援することが必要です。

また、困難を抱える青少年に対しては、速やかに困難な状況を脱却又は軽減し成長できるよう、家族も含め、途切れなく、きめ細かな支援をする必要があります。

さらに、家庭、学校、地域等が、青少年の成長の場、安全で安心な居場所となるよう、市町村や企業等とも連携しながら、青少年が健やかに成長できる地域社会づくり、環境整備を進めていくことが重要です。

このような考えに基づき、このプランでは、次の4本の柱に、それぞれ基本目標を設定し、その目標に向けた施策を推進します。

柱Ⅰ 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

基本目標1 自ら考え、判断して行動し、意見を表明できる青少年を育てる

基本目標2 青少年の健康と安全安心を確保する

基本目標3 青少年の社会的自立、社会参画をめざす

柱Ⅱ 未来を切り拓く青少年の応援

基本目標1 グローバル社会で活躍をめざす青少年を応援する

基本目標2 青少年の新たなチャレンジを応援する

柱Ⅲ 社会的自立に困難を抱える青少年やその家族への支援

基本目標 1 困難な状況に応じて支援する

基本目標 2 青少年の被害・加害を防止し、保護する

柱Ⅳ 青少年の成長を支える環境の整備

基本目標 1 教育環境づくりを推進する

基本目標 2 家庭、学校、地域、企業、行政が連携し、青少年が健やかに成長できる地域社会をつくる

基本目標 3 青少年の成長を支える担い手を養成する

基本目標 4 アフターコロナに向けた対策を推進する

(3) 施策体系図

柱	基本目標	施策の方向		
柱Ⅰ 全ての青少年の 「生き抜く力」の育成	1 自ら考え、判断して行動し、 意見を表明できる青少年 を育てる	(1) 学力の向上		
		(2) 体力の向上		
		(3) 豊かな心・人権意識の醸成		
		(4) 様々な体験・交流活動の推進		
		(5) インターネット適正利用の推進		
	2 青少年の健康と安全安心を 確保する	(1) 健康教育の推進		
		(2) 被害・加害防止等のための教育・啓発		
		(3) 青少年に関する相談体制の充実		
	3 青少年の社会的自立、 社会参画をめざす	(1) キャリア教育の推進		
(2) 就労等支援の充実				
(3) 社会参画の推進				
(4) ジェンダー平等の推進				
(5) 特別支援教育の推進				
(6) 不登校、ひきこもり等に対する取組の推進				
柱Ⅱ 未来を切り拓く青少年 の応援	1 グローバル社会で活躍を めざす青少年を応援する	(1) 各国の青少年との交流の促進		
		(2) 外国語能力の向上		
		(3) 世界にはばたく青少年の応援		
		(4) 郷土の魅力を学ぶ活動の推進		
	2 青少年の新たなチャレンジを 応援する	(1) 次世代の競技者や芸術家等の応援		
		(2) 個性や能力を伸ばそうとする青少年の応援		
		(3) 次世代のリーダーとなる青少年の応援		
		(4) 様々な分野で担い手となる青少年の応援		
柱Ⅲ 社会的自立に困難を 抱える青少年やその 家族への支援	1 困難な状況に応じて支援する	(1) 障がいのある青少年への支援		
		(2) 貧困の状況にある青少年への支援		
		(3) 社会的養護の充実		
		(4) 外国人の子どもや帰国児童生徒の支援		
	2 青少年の被害・加害を防止し、 保護する	(1) 児童虐待の防止		
		(2) いじめの防止		
		(3) 犯罪被害にあった青少年やその家族への支援		
		(4) 非行防止対策		
		(5) 自殺対策		
		(6) 非行・犯罪に陥った青少年への立ち直り支援		
		柱Ⅳ 青少年の成長を支える 環境の整備	1 教育環境づくりを推進する	(1) ICT教育の環境整備と推進
				(2) 教育機会の確保
(3) 学校、社会教育施設の整備				
(4) 教員の指導力の向上				
(5) 学校の体制整備と組織力の向上				
(6) 幼児教育環境の充実				
2 家庭、学校、地域、企業、 行政が連携し、青少年が 健やかに成長できる地域 社会をつくる	(1) 家庭教育の支援			
	(2) 地域全体で子どもを育む環境づくり			
	(3) 安全・安心なまちづくり			
	(4) 有害環境等への対応			
	(5) 子育て支援の充実			
	(6) ひとり親家庭への支援			
	(7) 企業等におけるワークライフバランスの推進			
3 青少年の成長を支える 担い手を養成する	(1) 多様な担い手の養成、支援			
	(2) 専門性の高い人材の養成、確保、支援			
4 アフターコロナに向けた対策 を推進する	(1) ICTを活用した教育の推進			
	(2) 交流機会の確保			
	(3) 学校・施設における感染対策			
	(4) 困難を抱える青少年への支援			

○ 計画の対象とする青少年の呼称について

このプランでは、「青少年」と表記していますが、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから※、施策によっては、「児童・生徒」、「少年」、「子ども・若者」等と表記しています。

なお、発達段階の区分は以下のとおりとしています。

発達段階の区分

- (1) 乳幼児期：義務教育年齢に達するまでの者
- (2) 学童期：小学生
- (3) 思春期：中学生からおおむね 18 歳までの者
- (4) 青年期：おおむね 18 歳から 30 歳未満までの者

※ポスト青年期：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する者

(参考) 「子ども・若者」、「青少年」の区分

- (1) 子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者
- (2) 若者：思春期、青年期の者。施策によっては、ポスト青年期の者も対象
- (3) 青少年：乳幼児期から青年期までの者

